

福岡県公報

平成28年2月5日
第3765号

目次

告示 (第97号 - 第106号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4

公告

○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出		

○競争入札参加者の資格等	(中小企業振興課)	8
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	8
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(警察本部会計課)	12
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	15
	(社会活動推進課)	15

公安委員会

○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	16
---------------------	-------------	----

告示

福岡県告示第97号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年2月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡垣線 遠賀	遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目1825番3先から 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目1815番2先まで

福岡県告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
久留米	県道	豊田線 北野線	前	久留米市山川神代三丁目2356番2先から久留米市北野町石崎94番2先まで	5.5 ～ 14.7	605.0	うち県道久留米筑紫野線重用延長417.6メートル
			後	久留米市山川神代三丁目2356番2先から久留米市北野町石崎94番2先まで	5.5 ～ 14.7	605.0	うち県道久留米筑紫野線重用延長417.6メートル
			後	久留米市山川神代三丁目2356番2先から久留米市北野町石崎94番2先まで	10.0 ～ 45.0	815.0	うち県道久留米筑紫野線重用延長438.0メートル

福岡県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	久留米市山川神代一丁目10番22先から久留米市北野町今山725番1先まで	6.0 ～ 17.5	3,324.7	

久留米	県道	久留米線 筑紫野線	前	久留米市山川神代一丁目10番22先から久留米市北野町今山1552番先まで	25.4 ～ 66.6	4,577.1	うち一般国道210号重用延長360.0メートル
			後	久留米市山川神代一丁目10番22先から久留米市北野町今山725番1先まで	6.0 ～ 49.4	3,324.7	
			後	久留米市山川神代一丁目10番22先から久留米市北野町今山1552番先まで	25.4 ～ 66.6	4,577.1	うち一般国道210号重用延長360.0メートル

福岡県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年2月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米筑紫野線	久留米市山川神代三丁目2557番1先から久留米市山川神代三丁目2355番1先まで

福岡県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般 国道	385号	前	大川市大字坂井308番4先から 大川市大字下林462番2先まで	3.8 ～ 52.0	4445.6
			前	大川市大字坂井308番4先から 大川市大字下林462番2先まで	4.1 ～ 52.0	4463.5
			後	大川市大字坂井308番4先から 大川市大字下林462番2先まで	3.8 ～ 52.0	4445.6
			後	大川市大字坂井308番4先から 大川市大字下林462番2先まで	10.2 ～ 52.0	4463.5

福岡県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年2月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

南筑後	385号	柳川市東蒲池1510番1先から 柳川市西蒲池768番2先まで
南筑後	385号	柳川市西蒲池880番3先から 柳川市西蒲池1296番1先まで
南筑後	385号	柳川市西蒲池1296番1先から 大川市大字鬼古賀550番先まで

福岡県告示第103号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市矢部村北矢部字落合3150の2、3150の3、3154、3162、字別当道上3299の7、3301の2、3302、3308
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字落合3150の2・3150の3・3154・3162（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字別当道上3299の7・3302（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第104号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市千手字別所2870の18、2870の23（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字別所2870の18・2870の23（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第105号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町大淵字谷浦1328の1、1328の2、1330の1、1330の2、1331、1334の1、字コヤシ1495の1から1495の3まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第106号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字香園21

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年1月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) コメリホームセンターうきは店

(2) 所在地 うきは市吉井町鷹取1625番地 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前	変 更 後
出入口の数	出入口の数
3	2

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町原町五丁目8番3及び8番5から8番12まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町長者原東二丁目1番22号

株式会社みなもと不動産

代表取締役 吉田 俊哉

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめモール筑後

(2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス花瀬店
- (2) 所在地 飯塚市大字横田597番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

料金を徴収しない駐車場から料金を徴収する駐車場へ変更する場合は、事前に協議を行うこと。(建設総務課)

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

平面図の歩道切り下げ幅は基準を超えているので、このままでは認められない。計画が決定する前に事前協議を行うこと。(建設総務課)

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし。

(4) 防災・防犯対策への協力

ア 施工中、施工後に関わらず、いかなる災害も誘因することがないように施工すること。(防災安全課)

イ 少年の非行や犯罪等の不法行為を誘因しないよう、夜間の駐車場の施錠や照明の設置を行うこと。(防災安全課)

(5) 騒音の発生に係る事項

ア 工事及び土砂等の運搬に際しては環境保全(騒音・振動・粉じん)に十分注意をすること。(環境整備課)

イ 特定建設作業を行う場合は届け出を行うこと。(環境整備課)

(6) 廃棄物に係る事項等

一般廃棄物の1回の排出量が事業系ごみ袋で5袋を超える場合は、ゴミ収集・運

搬を飯塚地区の一般廃棄物収集運搬業務許可業者と直接契約することになるため注意をすること。

詳細、不明な点は環境対策課(飯塚市クリーンセンター)まで連絡をすること。

(環境対策課)

(7) 街並みづくり等への配慮等

ア 防犯のために、声かけの取り組みを徹底すること。(こども育成課)

イ 屋外広告物について(福岡県屋外広告物条例)

自家用広告物の表示面積の合計が15㎡を超える場合等は、屋外広告物の許可が必要となるので、申請手続きを行うこと。

ウ 大規模建築物の届け出(飯塚市都市景観条例)

1,000平方メートル以上の建築物の新築等については、大規模建築物の届け出が必要となるので、手続きを行うこと。

エ 開発行為に関して(開発指導要綱の順守)

飯塚市開発指導要綱の手続きが必要となる。

現在、本件は開発事前審査会で協議され、意見を付している。

開発事前審査会にて出た意見を考慮のうえ、本申請を行うこと。

上記内容の詳細については本市ホームページに、それぞれ掲載している。不明な点等ある場合は、都市計画課まで連絡をすること。(都市計画課)

(8) その他

ア 届出書8(その他の施設の配置及び運営方法に関する計画)及び添付図面3(配置図・平面図)について、当該西側及び北側の農地では営農活動が行われている関係上、定植作物への影響が無いよう外灯の向きを考慮し、計画を遂行すること。(農林振興課)

イ 添付図面4(騒音音源図)について、当該地に在した既設建物(解体済)の位置と当該図面における建物計画位置が当該地北側へ移動していること及び室外機設置予定位置から、当該地北側の農地で定植される作物への日照及び通風の影響が懸念されるため、その点を考慮し、計画を遂行すること。(農林振興課)

ウ 近隣には、農地があるので、農繁期の農作業車通行については、配慮をすること。(農業土木課)

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス紫店
- (2) 所在地 筑紫野市紫三丁目649番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

ア 店舗出入口前面道路（県道）は通学路に指定されているため、荷捌きを行う時間帯については、登下校時間帯を避け、敷地内車両出入口付近に注意標識を設置する等安全対策に万全を期すこと。

イ 駐車場の設置について、駐車場法（同施行令第7条～第17条）及び福岡県福祉のまちづくり条例の基準適合義務がある。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

ア 自転車駐輪場への誘導標識及び専用経路を設置する等、敷地内での自転車及び車両、歩行者の事故が起こらないよう安全への配慮を行うこと。

イ 所在地が小学校及び中学校の通学路に面しているため、児童生徒の交通安全確保を図っていただくとともに、当該店舗を校区に含む小中学校の関係者に十分な説明を行うこと。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

事業所から排出される全ての一般廃棄物のうち、リサイクル可能なものは積極的に資源化し、廃棄物の減量に努めること。

(4) 防災・防犯対策への協力

ア 駐車場・駐輪場への防犯カメラ設置等の防犯対策を検討すること。

イ 営業活動が夜間に及ぶことから、児童生徒の非行防止のため、駐車場等への適切な照明の設置、警備員の巡回等への配慮を行うこと。

(5) 騒音の発生に係る事項

ア 騒音規制法における特定施設に該当する場合、騒音規制法第6条第1項により、工事開始の日の30日前までに、筑紫野市長に届け出ること。

イ 福岡県騒音防止条例第4条により、「午後11時から翌日の午前6時までの間の音響機器音、作業音、動作音等の音量の基準は、屋内、屋外いずれで発する場合であっても、近隣の家屋内における睡眠を妨げない程度の小音とする」ことが定められている。周辺家屋への音の影響に十分配慮すること。

ウ 近年、駐車場内等での車のアイドリングや利用者の声、車の排気音による騒音等の苦情が発生している。特に夜間の車両走行、荷捌き作業においては業者及び作業員は騒音防止を徹底するとともに、利用者に対して注意を呼びかける看板を設置することや見回りを実施する等、苦情発生の抑制に努めること。

(6) 廃棄物に係る事項等

ア 事業所から排出される一般廃棄物については、筑紫野市の条例に基づいた適正な分別を行うこと。

イ 近隣に住宅があるので、特に生ゴミ等の臭気については周囲に漏れないよう十分配慮すること。

(7) 街並みづくり等への配慮等

ア 今回の計画により、新たな広告塔等の設置が見込まれる場合、福岡県屋外広告物条例に基づく申請等所要の手続きを行う必要がある。

イ 屋外照明、広告照明について、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生ずることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮すること。

(8) その他

ア 施工区域面積2,000平方メートル以上の土地の区画形質の変更、または、敷地面積2,000平方メートル以上の建築物、工作物の新設、改築については、筑紫野市環境配慮に関する要綱に基づく届け出を行うこと。

イ 青少年の非行防止対策等について

福岡県青少年健全育成条例は、第34条に青少年を深夜（午後11時～翌午前4時）に外出させる行為の制限を規定している。また、同条例第35条に深夜における興行場等への青少年の立入制限を規定している。

このように、同条例により県民の総力をあげての各種対策が推進されるなか、当該店舗においては、青少年の立入も多いため、営業時間外の警備強化を図られるとともに、防犯及び青少年の非行防止等の対策を講じること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイレックス筑紫野店

(2) 所在地 筑紫野市美しが丘南三丁目1番2 外6筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年2月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

・福岡地区車両燃料単価契約

・北九州地区車両燃料単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年2月24日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

福岡地区車両燃料単価契約

(2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

(3) 納入期限
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間

(4) 納入場所
指定場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める 資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成28年3月16日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	希望業種名	等級
08	01	石油	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2590

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成28年2月5日（金）から平成28年3月15日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成28年3月16日（水）午後5時45分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成28年3月17日（木）午前10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

各見積単価（1L当たりの8%税込単価）に発注予定数（レギュラーガソリン199,000L、ハイオクガソリン17,000L、軽油10,100L）を乗じ、合計した金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等）を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積単価（1L当たりの8%税込単価）に発注予定数（レギュラーガソリン199,000L、ハイオクガソリン17,000L、軽油10,100L）を乗じ、合計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とし、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

ウ 保証金の提出時期は入札書提出日とする。

(2) 契約保証金

契約単価（8%税込）に発注予定数（レギュラーガソリン199,000L、ハイオクガソリン17,000L、軽油10,100L）を乗じ、合計した金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等）を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除され

る。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価（8%税込）に発注予定数（レギュラーガソリン199,000L、ハイオクガソリン17,000L、軽油10,100L）を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

ウ 保証金の提出期限は落札業者が決定した日の翌日から7日以内とする。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札、又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書の積算が誤った入札
- (9) 入札日の日付がないもの、又は日付に誤りのある入札
- (10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Contract name : A motor vehicle unit price gas filling service contract at a gas stations in Fukuoka area
- (2) Nature and estimated quantity of the products to be purchased : High-octane gasoline, gasoline and light oil; respectively, 17,000 liters, 199,000 liters and 10,100 liters through a year
- (3) Contract period : From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31,2017
- (4) Place where the service will be offered in the contract: Gas stations where services in this contract will be offered are to be included in the signed contract
- (5) Time limit of tender : 5:45 PM on March 16, 2016
- (6) Unit / Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Division, General

Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL: 092-641-4141(Ext. 2590)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
北九州地区車両燃料単価契約
- (2) 調達物品及び数量
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間
- (4) 納入場所
指定場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成28年3月16日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	希望業種名	等級
08	01	石油	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2590

- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

- (1) 期間等
平成28年2月5日（金）から平成28年3月15日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで
- (2) 場所

5の部局とする。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 受領期限
平成28年3月16日（水）午後5時45分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

- 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時
平成28年3月17日（木）午前10時30分

- 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
各見積単価（1L当たりの8%税込単価）に発注予定数（レギュラーガソリン691,000L、軽油5,000L）を乗じ、合計した金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等）を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積単価（1L当たりの8%税込単価）に発注予定数（レギュラーガソリン691,000L、軽油5,000L）を乗じ、合計した

金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とし、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

ウ 保証金の提出時期は入札書提出日とする。

(2) 契約保証金

契約単価(8%税込み)に発注予定数(レギュラーガソリン691,000L、軽油5,000L)を乗じ、合計した金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保(銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等)を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約単価(8%税込み)に発注予定数(レギュラーガソリン691,000L、軽油5,000L)を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

ウ 保証金の提出期限は落札業者が決定した日の翌日から7日以内とする。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札、又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書の積算が誤った入札

(9) 入札日の日付がないもの、又は日付に誤りのある入札

(10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Contract name : A motor vehicle unit price gas filling service contract at a filling station in Kitakyushu area

- (2) Nature and estimated quantity of the products to be purchased : Gasoline and light oil; respectively, 691,000 liters and 5,000 liters through a year
- (3) Contract period : From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31,2017
- (4) Place where the service will be offered in the contract: Gas stations where services in this contract will be offered are to be included in the signed contract.
- (5) Time limit of tender : 5:45 PM on March 16, 2016
- (6) Unit / Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL: 092-641-4141(Ext. 2590)

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年1月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人通院サポートセンター
 - (2) 代表者の氏名
中村 博樹
 - (3) 主たる事務所の所在地
久留米市東町39番地15
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者及び移動制約者に対して通院サポート事業を行い、障害者、高齢者及び移動制約者の日常生活の質の向上に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年2月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年1月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人松本介護サービス
 - (2) 代表者の氏名
松本 秀俊
 - (3) 主たる事務所の所在地
久留米市西町686番地9
 - (4) 定款に記載された目的

(旧) この法人は、介護が必要な高齢者、障害者、病弱者等に対して介護保険法に基づく訪問介護事業・介護予防訪問介護事業や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスや一般乗用旅客自動車運送事業に関する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(新) この法人は、介護が必要な高齢者、障害者、病弱者等に対して一般乗用旅客自動車運送事業や、介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業・居宅サービス事業及び介護予防サービス事業や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業・移動支援事業の受託、以上の事業に関する啓発・講習等の開催事業を行い、公共の介護や福祉等の増

進に寄与することを目的とする。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第26号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により公示する。

平成28年2月5日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成28年5月10日(火)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成28年5月11日(水)		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前(電話)受付期間

平成28年4月11日(月)から同年4月13日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受検申請手続期間

事前(電話)申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

(イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した

者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>）で確認することができる。